

広島市水道局規程第1号

令和8年3月31日

広島市水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 榘 原 茂

広島市水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

広島市水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年広島市水道局規程第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市水道局情報通信技術を活用した行政の推進に関する規程

第1条中「は、」の右に「広島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年広島市条例第55号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の施行に関し必要な事項のうち」を加え、「行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は」を「手続等に関するものを定めるとともに、管理者に係る他の手続及び法令の手続を情報通信技術を利用する方法により」に改める。

第2条第1項中「広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年広島市条例第55号。以下「情報通信技術利用条例」という。）」を「情報通信技術活用条例」に改め、同条第2項第2号を次の

ように改める。

- (2) 他の手続 手続等に相当する手続であって、条例に基づく規則以外の規則の規定に基づくものをいう。

第2条第2項第3号中「電子署名を行った者」を「申請等を行う者又は管理者が電子署名を行ったものであること」に、「その」を「これらの」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 法令の手続 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第12号に掲げる手続等であって、同法第27条に規定する主務省令に定める方法によらないで行う手続をいう。
- (4) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第3条を次のように改める。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第3条 情報通信技術活用条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、管理者の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該管理者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第4条の見出しを「（電子情報処理組織による申請等）」に改め、同条第1項中「情報通信技術利用条例第3条第1項」を「情報通信技術活用条例第4条第1項」に、「使用して申請等をしようとする者（以下「電子申請者」という。）」を「使用する方法により申請等を行う者」に、「当該電子申請者」を「申請等をする者」に改め、「で管理者が定める技術的基準に適合するもの」を削り、「送信しなければ」を「申請等を行わなければ」に改め、同項第1号中「申請等に関する他の条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている」を「電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であって、管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき」に改め、同項第2号中「申請等に関する」を「当該申請等を行うときに」に、「より当該申請等を書面等により行うときに」を「基づき」に、「に記載すべきこととされ、」を「又は電磁的記録に記載され」に、「電磁的記録に」を「記載すべき若しくは」に改め、「こととされ、若しくは記録されている」を削り、同条第2項中「に規定する送信をする場合には電子申請者」を「の規定により申請等を行う者」に改め、同項ただし書中「管理者が定める申請等について」を「申請等を行う者を識別するための符号の入力その他の当該申請等を行った者であることを管理者が確認することができる措置を講ずる場合」に改め、同条に次の1項を加える。

4 申請等に関する他の条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とする申請等を含む。）について、第1項の規定に基づき当該書面等のうち1通に記載すべき又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

第5条及び第6条を次のように改める。

(氏名等を明らかにする措置)

第5条 情報通信技術活用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子情報処理組織を使用し
て行う申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る
電子証明書であって前条第2項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と
併せて送信すること又は同項ただし書に規定する措置をいう。

2 情報通信技術活用条例第5条第4項に規定する氏名又は名称を明らかに
する措置であって規則で定めるものは、管理者が電子署名を要するもの
と認める場合に限り、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記
録された情報に電子署名を行うことをいう。

3 情報通信技術活用条例第7条第3項に規定する氏名又は名称を明らかに
する措置であって規則で定めるものは、管理者が電子署名を要するもの
と認める場合に限り、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署
名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することをいう。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困
難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第6条 情報通信技術活用条例第4条第5項に規定する規則で定める場合は、
次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると
管理者が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある
と管理者が認める場合
- (3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第1項

の規定による入力が困難である場合

第9条から第11条までを削る。

第8条の見出しを「（電磁的記録による作成等）」に改め、同条中「情報通信技術利用条例第6条第1項」を「情報通信技術活用条例第7条第1項」に、「の作成等をしようとする場合」を「により作成等を行うとき」に、「に係る情報」を「を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項」に、「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を「電磁的記録媒体」に改め、同条を第12条とする。

第7条の見出しを「（電磁的記録による縦覧等）」に改め、同条中「情報通信技術利用条例第5条第1項」を「情報通信技術活用条例第6条第1項」に、「の縦覧等をしようとする場合は、」を「により縦覧等を行うときは、当該事項を」に改め、同条を第11条とし、第6条の次に次の4条を加える。

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第7条 情報通信技術活用条例第5条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、管理者の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該管理者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第8条 管理者は、情報通信技術活用条例第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項を管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録

しなければならない。

- 2 管理者は、処分通知等を受けるべき者が管理者が定める期限までに当該処分通知等その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しない場合その他管理者が定める場合は、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第9条 情報通信技術活用条例第5条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第7条に規定する電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の管理者の定めるところによる届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合)

第10条 情報通信技術活用条例第5条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると管理者が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると管理者が認める場合

本則に次の6条を加える。

(適用除外)

第13条 情報通信技術活用条例第8条第1号に規定する規則で定めるもの

は、次に掲げる手続等とする。

- (1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要がある手続等
- (2) 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要がある手続等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと管理者が定める手続等

(添付書面等の省略に係る書面等及び措置)

第14条 情報通信技術活用条例第9条に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条に規定するもののほか、管理者が定めるものとする。

(他の手続に係る情報通信技術の利用等)

第15条 管理者に係る他の手続で当該他の手続に関する他の規則の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものに係る情報通信技術の利用については、情報通信技術活用条例第4条から第8条までの規定の例による。

- 2 前項に規定する他の規則の規定において申請、届出その他の管理者に対して行われる通知に際し添付することが規定されている書面等の添付の省略については、情報通信技術活用条例第9条の規定の例による。

(他の手続に係る情報システムの整備等)

第16条 情報通信技術活用条例第3条の規定は、管理者に係る他の手続に関する情報システムの整備等について準用する。

(法令の手續に係る情報通信技術の利用等)

第 17 条 管理者に係る法令の手續で情報通信技術を利用する方法により行うものに関し必要な事項については、第 3 条から第 12 条までの規定の例による。

(委任規定)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、情報通信技術活用条例及びこの規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 17 条の規定は、この規程の施行の日以後に行われる法令の手續の申請等又は処分通知等について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織による法令の手續の申請等又は処分通知等については、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の第 11 条の規定により第 5 条第 3 項、第 7 条又は第 8 条の規定の例により行われている法令の手續の縦覧等又は作成等については、改正後の第 17 条の規定により第 5 条第 3 項、第 11 条又は第 12 条の規定の例により行われている法令の手續の縦覧等又は作成等とみなして、第 17 条の規定を適用する。